

国土交通大臣 殿

河内長野市地域公共交通会議
河内長野市原町一丁目1番1号
会長 榭井 繁春

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和5年2月21日
- 変更箇所
表5 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定日年月日
- 変更理由
令和5年2月に河内長野市地域公共交通計画の策定及び令和5年2月21日付けで、河内長野市地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けたため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月30日

（名称）河内長野市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
公共交通は市民生活を支える大切な交通手段であるが、人口減少や少子高齢化、自動車への過度の依存などの要因や新型コロナウイルス蔓延に伴う外出自粛による路線バスやコミュニティバス等の公共交通利用者が激減している中、昨今の原油価格高騰により持続可能な公共交通を確保することが極めて厳しい状況にある。 そのため、住民、交通事業者、行政などの関係者による協働の取り組みを進め、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持・充実を図ることを目的とする。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
新型コロナウイルス感染症の拡大により外出自粛や在宅勤務の増加により公共交通機関の利用者が激減している。引き続き、事業者による感染拡大防止対策を継続するとともに、利用者増加の取り組みを継続させ、前年比の5%増加の輸送人員の回復を目指します。 輸送人員については、「別紙参考資料」のとおり
（2）事業の効果
市内各地域と本市の主要駅である河内長野駅をつなぐ路線である当該路線（日野・滝畑コミュニティバス、高向線1、天野山線5・4・3、日野・滝畑コミュニティバス2）を維持・充実させることで、自動車等を利用できない高齢者等（通勤・通学者を含む）の社会参加や普段の生活（通学、通院、買い物等）に必要な移動手段、地域の利便性（主に鉄道駅のアクセス）が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
「第2期河内長野市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通を身近に感じてもらうイベントや社会見学等を通じたモビリティマネジメントの実施など公共交通の利用促進、及び企画乗車券のPRや公共交通情報の積極的な発信等に努め利便性の向上に向けた取り組みを実施する。また各種イベントなどにおいて公共交通を身近に感じてもらうためのPRを行い、利用促進に努める。（河内長野市地域公共交通会議、交通事業者） また、直近の事業評価（一次評価）を踏まえ、第4回目のワクチン接種にも65歳以上の市民にワクチン接種券の送付に併せ、バス・タクシー共通乗車券を配布し、高齢者のワクチン接種における移動手段の確保とともに、公共交通の利用喚起を図る。 さらに、二次評価での沿線施設との連携として、沿線の小中学校生を対象に、バスマップ等を用いた公共交通のPRを実施（河内長野市地域公共交通会議）するとともに、観光部局との連携としては、市のイベントや観光施設への来場方法として、公共交通機関の利用推奨に努める。また、引き続きホームページにおける沿線観光施設の紹介として、隣接市の観光施設等を含めて掲載し利用促進を図る。福祉部局との連携としては、75歳以上の高齢者を対象にバスやタクシーの利用料金が軽減される助成券（おでかけチケット）の内容を充実させて実施し、高齢者の公共交通の利用促進や移動支援を図る。 そのほかに、沿線住民である小学生を含め、市内の小学生にコミュニティバスの注意喚起のアナウンスに協力してもらい、公共交通を身近に感じてもらう取り組みを行う（河内長野市地域公共交通会議、交通事業者）。また、運転免許証を自主返納した75歳以上の高齢者を対象に、バス・タクシーで利用できる支援券を交付し、運転免許証返納後の公共交通への円滑な移行を促す。

<p>コロナ後の利用喚起施策の取り組みとして令和4年年度中実装の「モックル MaaS」を活用した企画乗車券等を造成することで、利用客の回復を促す。</p> <p>以上の取組を実施することによる相乗効果について、継続的に確かめていく。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>日野・滝畑コミュニティバス、日野・滝畑コミュニティバス2は河内長野市負担 高向線1、天野山線5、天野山線4、天野山線3は南海バス株式会社負担</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>申請番号1～6：南海バス株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</p> <p>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>補助対象事業者が乗合バス事業者（南海バス株式会社）のため該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画のため該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画のため該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画のため該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p> <p>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p> <p>改正後の国際観光振興法に基づく外客来訪促進計画が策定されていないため、該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>表5のとおり</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>車両の取得を行わないため該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>車両の取得を行わないため該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>車両の取得を行わないため該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

車両の取得を行わないため該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
車両の取得を行わないため該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○令和3年3月19日から令和3年3月31日※書面発送～回答期日 第48回河内長野市地域公共交通会議（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度河内長野市地域公共交通会議事業計画の変更及び予算の補正について ・ 令和3年度河内長野市地域公共交通会議事業計画及び予算について <p>○令和3年6月30日 第49回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症が公共交通へ及ぼした影響について ・ 令和4年度生活交通確保維持改善計画（フィーダー）の認定申請について ・ 楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」の運行日数の変更（正月運休）について ・ 南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化について ・ アフターコロナを見据えた公共交通網の再構築について <p>○令和3年9月9日～令和3年9月22日※書面発送～回答期日 第50回河内長野市地域公共交通会議（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化の承認内容変更について <p>○令和3年12月20日 第51回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス路線（小深線石見川系統）の廃止に伴う代替手段の確保について ・ 下里地区におけるグリーンスローモビリティ実証実験の実施について <p>○令和4年1月24日 第52回河内長野市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石見川・小深・太井・鳩原地域乗合タクシーの試行運行について ・ 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー）に関する事業評価について ・ 高齢者公共交通利用促進事業（おでかけチケット）の見直しについて <p>○令和4年3月22日から令和4年3月31日※書面発送～回答期日 第53回河内長野市地域公共交通会議（書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度河内長野市地域公共交通会議事業計画の変更及び予算の補正について ・ 令和4年度河内長野市地域公共交通会議事業計画及び予算について ・ 南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償実証実験の延長について

- 令和4年6月29日 第54回河内長野市地域公共交通会議
 - ・河内長野市地域公共交通計画の策定について
 - ・令和5年度生活交通確保維持改善計画（フィーダー）の認定申請について
 - ・地域特性に応じた持続可能な公共交通サービスについて
- 令和4年8月30日 第55回河内長野市地域公共交通会議
 - ・令和3年度河内長野市地域公共交通会議決算報告について
 - ・河内長野市地域公共交通計画の策定について
 - ・富田林市彼方上地区公共交通の実証運行について
- 令和4年10月20日 第56回河内長野市地域公共交通会議
 - ・地域特性に応じた持続可能な公共交通サービスについて
 - ・河内長野市地域公共交通計画の策定について
- 令和5年1月23日 第57回河内長野市地域公共交通会議
 - ・南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償実証実験の延長について
 - ・地域特性に応じた持続可能な公共交通サービスの確保及び地域公共交通利便増進実施計画の策定について
 - ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー）に関する事業評価について
 - ・河内長野市地域公共交通計画の策定について
 - ・河内長野市版 MaaS の進捗状況について
- 令和5年3月20日から令和5年3月31日※書面発送～回答期日
 - 第58回河内長野市地域公共交通会議（書面開催）
 - ・令和5年度生活交通確保維持改善計画（フィーダー）の変更について
 - ・令和5年度河内長野市地域公共交通会議事業計画及び予算について

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会に地域住民又は利用者の代表として公募市民、河内長野市老人クラブ連合会、河内長野市観光協会及び河内長野市商工会より各々1名が参加することにより、意見を反映させている。

22. 協議会メンバーの構成員

学識経験者	大阪市立大学名誉教授、和歌山工業高等専門学校准教授
国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者	大阪運輸支局総務企画部門、大阪運輸支局輸送部門
大阪府公安委員会が指名する者	大阪府河内長野警察署交通課
道路管理者が指名する者	大阪府富田林土木事務所
地域住民又は利用者の代表	河内長野市老人クラブ連合会、河内長野市観光協会、河内長野市商工会、公募市民
一般旅客自動車運送事業者	南海バス株式会社、大阪第一交通株式会社、近鉄タクシー株式会社
河内長野市副市長（都市づくり部を所管する副市長）	副市長
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	南海バス株式会社労働組合
その他交通会議が必要と認める者	大阪府、南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社
その他市長が必要と認めるもの	河内長野市福祉部長、環境経済部長、都市づくり部長、総務部長、総合政策部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

(所 属) 河内長野市地域公共交通会議 事務局

(河内長野市都市づくり部都市計画課公共交通係)

(氏 名) 土屋・神保・恒石

(電 話) 0721-53-1111 (内線 540・541)

(e-mail) koutuu@city.kawachinagano.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	河内長野市
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,265
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
河内長野市 地域公共交通計画	令和5年2月	—
河内長野市地域公共交通 利便増進実施計画	令和5年2月21日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和5年度 河内長野市地域公共交通会議事業計画

資料②

(単位：円)

予算科目	事業計画	総事業費	うち市補助	河内長野市地域公共交通計画での位置付け	
				基本方針	取り組みの方向性
1運営費 2事務費 1事務費	振込手数料、資料代等	5,000	5,000		
2事業費 1事業費 1事業費	市HPやSNSでの幹線系統のPR (沿線施設やイベント情報の発信強化)	49,000	49,000	①まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークの構築	①将来像である「集約型連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」を目指した取り組みの推進 ②他分野と有機的に連携した公共交通施策の展開
	バスマップ・企画乗車券PRパンフレットの配布 協賛店による企画乗車券の利用特典の提供			①まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークの構築	②他分野と有機的に連携した公共交通施策の展開
	運転免許証自主返納者への支援 高齢者を対象とした交通系アプリの使い方教室等			①まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークの構築 ②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	②他分野と有機的に連携した公共交通施策の展開 ③基幹的な公共交通と補完的な移動サービスの連携による高齢者ニーズにきめ細かに対応した移動手段の提供
	高齢化に対応したきめ細やかな移動支援を含めた総合的な運送サービスの研究			②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	③基幹的な公共交通と補完的な移動サービスの連携による高齢者ニーズにきめ細かに対応した移動手段の提供
	フリー乗降の運用状況や課題を踏まえた導入条件・手順等の整理			②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	③基幹的な公共交通と補完的な移動サービスの連携による高齢者ニーズにきめ細かに対応した移動手段の提供
	3Dマップを活用した移動環境の検証			②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	④ICTを活用したニーズ把握により高い利便性を実現した公共交通サービスの検討
	自動運転に関する調査研究			②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	④ICTを活用したニーズ把握により高い利便性を実現した公共交通サービスの検討
	MaaSアプリ導入による移動の利便性の向上及び将来の展開に向けた研究			②高齢化の進展や市民ニーズに対応した公共交通の実現	④ICTを活用したニーズ把握により高い利便性を実現した公共交通サービスの検討
	公共交通不便地域でのニーズに応じた地域主体の公共交通の検討、支援（楠ヶ丘地域、石見川等地域）			⑤協働による取り組みの推進	⑤三者協働による公共交通ネットワークの維持・最適化の検討
	市HPやSNSでの公共交通情報の発信			⑤協働による取り組みの推進	⑥地域住民が公共交通を「自分事」として考える意識の醸成
小学生によるコミュニティバス車内アナウンスやバスの乗り方教室の実施	⑤協働による取り組みの推進	⑥地域住民が公共交通を「自分事」として考える意識の醸成			
路線バス千代田線上限200円運賃の試行の継続	917,000	917,000	⑤協働による取り組みの推進	⑤三者協働による公共交通ネットワークの維持・最適化の検討	
モックルコミュニティバス上限200円運賃の試行および日曜日限定同伴者割引の試行の継続	1,253,000	1,253,000	⑤協働による取り組みの推進	⑤三者協働による公共交通ネットワークの維持・最適化の検討	
小 計	2,224,000	2,224,000			

3予備費 1予備費 1予備費		1,000	/	備考：利子収入
----------------------	--	-------	---	---------

令和5年度 河内長野市地域公共交通会議予算

歳入予算額 2,225,000 円
 歳出予算額 2,225,000 円
 差 額 0 円

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,224,000	市補助金 2,224,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	預金利子
合 計			2,225,000	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	1 事務費	5,000	振込手数料や資料代等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,219,000	・路線バス千代田線上限200円運賃の試行 ・モックルコミュニティバス上限200円運賃の試行 および日曜日限定同伴者割引の試行 等
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	
合 計			2,225,000	